

秋田県告示第100号

秋田県立田沢湖スポーツセンター条例（平成10年秋田県条例第44号）第11条第2項の規定により、次のとおり秋田県立田沢湖スポーツセンターの利用料金を承認したので、同条第3項の規定に基づき、公告する。

承認した秋田県立田沢湖スポーツセンターの利用料金は、令和8年4月1日から適用する。

令和8年2月27日

秋田県知事 鈴木 健 太

1 施設利用料金

(1) 宿泊室等の利用料金

区 分		使用の単位	利用料金の額
宿泊室	宿泊のために使用する 場合	学校生徒及び小学校児童	1人1泊につき 2,820円
		高等学校生徒	3,490円
		大学の学生	3,980円
		一般	4,470円
	休憩のために使用する 場合	1人1回につき	360円
キャンプ場	宿泊	1人1泊につき	380円
	日帰り	1人につき	250円
浴室	小学校児童	1人1回につき	250円
	一般(大学の学生、高等学校生徒及び中学校生徒を含む。)		490円

備考

- この表における「中学校生徒」、「小学校児童」、「高等学校生徒」及び「大学の学生」には、それぞれこれらの者に準ずる者を含むものとする。
- 宿泊室を宿泊のために使用する場合において、小学校就学の始期に達するまでの者（以下「幼児」という。）が別に宿泊用具を使用するときは、当該幼児を小学校児童とみなす。
- 暖房設備の使用期間において宿泊室を宿泊のために使用する場合の利用料金の額は、この表に定める額に450円を加算した額とする。
- 宿泊室を休憩のために使用する場合の利用料金及びキャンプ場の利用料金は、幼児からは、徴収しない。
- 浴室の利用料金は、宿泊室を宿泊のために使用する者からは、徴収しない。

(2) 陸上競技場等の利用料金

区 分		使用の単位	利用料金の額
陸上競技場	貸切使用	1時間につき	2,470円
ラグビー場	貸切使用	1時間につき	2,470円
サッカー場	貸切使用	1時間につき	2,470円
多目的運動広場	貸切使用	1時間につき	2,470円
球技場	貸切使用	1時間につき	2,470円
テニスコート	貸切使用	1面1時間につき	420円
体育館	貸切使用	1面1時間につき	3,370円
	貸切使用以外の使用	1人1時間につき	130円
研修室	貸切使用	1室1時間につき	430円
審判棟会議室A	貸切使用	1時間につき	500円
審判棟会議室B	貸切使用	1時間につき	150円
審判棟会議室C	貸切使用	1時間につき	530円
審判棟会議室D	貸切使用	1時間につき	250円

備考

- この表に定める利用料金は、宿泊室を宿泊のために使用する者からは、徴収しない。
- 使用時間が1時間未満であるときは1時間とし、使用時間に1時間未満の端数があるときは当該端数を1時間とする。
- 体育館を貸切使用によらず使用する場合の利用料金は、幼児からは、徴収しない。

2 附属設備利用料金

区 分	使用の単位	利用料金の額
キャンプ用具	1式1泊につき	1,480円
オーバーヘッドプロジェクター	1式1回につき	610円
ビデオテープレコーダー付きDVDプレーヤー	1式1回につき	610円

プロジェクター	1式1回につき	2,110円
資料提示装置	1式1回につき	1,450円

備考 使用時間が1時間未満であるときは1時間とし、使用時間に1時間未満の端数があるときは当該端数を1時間とする。

3 体育館及び審判棟の暖房利用料金

区 分	使用の単位	利用料金の額
体育館	1面1時間につき	1,330円
審判棟	1室1時間につき	100円

備考 使用時間が1時間未満であるときは1時間とし、使用時間に1時間未満の端数があるときは当該端数を1時間とする。

4 センターの施設（前3号に規定するものを除く。）の利用料金

区 分	使用の単位	利用料金の額
建物の使用に係るもの	1平方メートルにつき1年	1平方メートル当たりの公有財産台帳価格に100分の8.8を乗じて得た額
土地の使用に係るもの		1平方メートル当たりの公有財産台帳価格に100分の4を乗じて得た額

備考

- 1 使用面積が1平方メートル未満であるとき又は使用面積に1平方メートル未満の端数があるときは、当該使用面積又は端数を1平方メートルとして計算する。
- 2 使用期間が1年未満であるとき又は使用期間に1年未満の端数があるときは、当該使用期間又は端数に係る利用料金については月割をもって計算する。ただし、使用期間が1月未満であるとき又は使用期間に1月未満の端数があるときは、当該使用期間又は端数に係る利用料金については日割をもって計算する。
- 3 土地の使用のうち使用期間が1月未満のものに係る利用料金の額は、この表の規定により計算した額に1.1を乗じて得た額とする。
- 4 利用料金の額に1円未満の端数があるときは、当該端数金額を切り捨てる。
- 5 この表（備考6を除く。）の規定により計算した額が100円に満たないときにおける利用料金の額は、100円とする。
- 6 電気、ガス、水道その他の費用が生じるときは、この表の規定による利用料金のほかに、実費に消費税及び地方消費税に相当する額を加えた額を徴収する。